

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 (昭和59年12月27日条例第44号)

最終改正:令和元年 7月16日条例第23号

改正内容:令和元年 7月16日条例第23号

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

昭和59年12月27日条例第44号

改正

昭和61年 7月29日条例第38号
平成元年 3月28日条例第29号
平成 4年10月13日条例第42号
平成 5年 7月 6日条例第19号
平成 6年 3月30日条例第23号
平成 8年 3月29日条例第18号
平成 9年 5月23日条例第26号
平成10年12月22日条例第48号
平成12年 3月24日条例第20号
平成12年12月26日条例第82号
平成13年 2月 6日条例第 5号
平成13年 3月27日条例第19号
平成13年 6月 8日条例第36号
平成13年12月28日条例第77号
平成18年 3月31日条例第34号
平成20年 1月25日条例第 1号
平成20年 7月22日条例第40号
平成22年 3月26日条例第10号
平成22年 8月 3日条例第48号
平成22年10月22日条例第71号
平成25年 3月26日条例第56号
平成27年12月28日条例第111号
平成30年 3月27日条例第23号
平成30年 6月12日条例第70号
令和元年 7月16日条例第23号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例をここに公布する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

(用語の意義)

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遊技場 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業に係る営業所をいう。
- (2) 住居専用地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域をいう。
- (3) 住居地域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域をいう。
- (4) 商業地域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。
- (5) 短期営業 3月以内の期間を限って営む営業をいう。

(風俗営業の許可に係る営業制限地域)

第2条 法第4条第2項第2号の規定による条例で定める営業所の設置を制限する地域は、次のとおりとする。

- (1) 住居専用地域及び住居地域（神奈川県公安委員会規則（以下「規則」という。）で定める風俗営業の種類に応じて定める地域を除く。）
- (2) 学校（大学を除く。）の敷地（その用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲100メートル以内の地域
- (3) 次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下この号において同じ。）の周囲70メートル以内の地域（当該営業所が商業地域に所在することとなる場合にあっては、当該施設の敷地の周囲30メートル以内の地域）
 - ア 学校（大学に限る。）
 - イ 図書館
 - ウ 児童福祉施設
 - エ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）

2 前項の規定は、次に掲げる営業所については適用しない。

(1) 祭礼、縁日その他の地域的慣習による催し又は習俗の行事が開催されている地域又は海水浴場若しくはその他の遊泳場（神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号）第9条第1項の規定に基づき知事が許可した海水浴場又はその他の遊泳場をいう。）において、短期営業を営む遊技場

(2) 列車、自動車その他の営業場所が常態として移動する施設又は設備を用いて行う営業に係る営業所
(風俗営業の営業時間の制限等)

第3条 法第13条第1項第1号の規定による条例で定める習俗の行事その他の特別な事情のある日は12月15日から翌年の1月10日までの日とし、同号の規定による条例で定める当該事情のある地域は県の全地域とする。

2 法第13条第1項第2号の規定による条例で定める午前0時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域は、横浜市中区及び川崎市川崎区のうち、規則で定める地域とする。

3 前2項の場合において、法第13条第1項の規定による条例で定める時は、午前1時とする。

4 前3項の規定は、ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「政令」という。）第8条に規定する営業を営む者については、適用しない。

第4条 ぱちんこ屋又は政令第8条に規定する営業を営む者は、県の全地域において、午前6時後午前9時までの時間及び午後11時から翌日の午前0時前の時間においては、その営業を営んではならない。

(風俗営業等の騒音及び振動の数値)

第5条 法第15条（法第31条の23及び法第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める騒音及び振動に係る数値は、次のとおりとする。

(1) 騒音の数値 別表第1に掲げる数値

(2) 振動の数値 55デシベル

(風俗営業遊技機認定申請手数料等)

第6条 別表第2の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、1件につきそれぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

(指定試験機関が行う試験に係る手数料)

第7条 法第20条第5項の規定により同項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）が行う試験を受けようとする者は、当該試験に係る前条の手数料を当該指定試験機関に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納付された手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

(風俗営業者の守るべき事項)

第8条 風俗営業業者（次条第1項に規定する者を除く。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 営業所に客を就寝させ、又は宿泊させないこと。ただし、当該営業所が旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業と料理店を兼ねる場合は、この限りでない。

(2) 客の求めない飲食物を提供しないこと。

(3) 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

(4) 営業所以外の場所で当該営業を営まないこと。

(5) 営業所において、店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営まないこと。

(6) 営業中において、施設その他の方法により営業所の出入口（客の用に供しないものを除く。）若しくは客室を閉ざし、又は客その他の者にこれらの行為をさせないこと。

(遊技場を営む風俗営業者の守るべき事項)

第9条 遊技場を営む風俗営業業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 営業所（まあじやん屋に係る営業所又は法第2条第1項第5号に規定する営業に係る営業所（以下「ゲームセンター等」という。）が飲食店営業を兼ねる場合を除く。）において客に飲酒させないこと。

(2) 賭博類似の行為その他著しく客の射幸心をそそる行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

(3) 客に提供した賞品を第三者に対して客から買い取るよう勧誘し、又は援助する等の方法で賞品の買取りに関与しないこと。

(4) 前条第4号から第6号までに掲げる事項

2 法第2条第1項第5号に規定する営業を営む者は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 午後6時から午後8時前の時間において16歳未満の者をゲームセンター等に客として立ち入らせる場合は、保護者の同伴を求めること。

(2) 午後8時から午後10時前の時間において16歳未満の者をゲームセンター等に客として立ち入らせないこと。

(距離制限の基準となる施設)

第10条 法第28条第1項（法第31条の3第2項の規定により適用する場合及び法第31条の13第1項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 第2条第1項第3号エに掲げる施設

(2) 博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定するものをいう。）

(3) 公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定するものをいう。）

(4) 都市公園（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定するものをいう。）

(5) 専修学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定するものをいう。）及び各種学校（同法第134条第1項に規定するものをいう。）

(6) 国、地方公共団体又は公共の団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設で知事が指定する施設

(7) 第5号に規定する専修学校及び各種学校に準ずる施設で別表第3に掲げる施設

(店舗型性風俗特殊営業等の禁止地域)

第11条 法第2条第6項第1号、第2号及び第4号並びに政令第5条に規定する営業（法第2条第6項第4号に規定する営業にあつては、政令第3条第2項各号のいずれかに該当する構造（同項第3号に該当する構造にあつては、同号に規定する廊下、階段その他の施設の内部を外部から容易に見通すことができないものに限る。）を有し、かつ、個室と車庫が個々に接続している構造を有し

て行うもの及び同条第3項第2号口に該当する設備を有して行うものに限る。)並びに受付所営業は、県の全地域においては、これを営んではならない。

2 法第2条第6項第3号に規定する営業は、別表第4に掲げる地域以外の地域においては、これを営んではならない。

3 法第2条第6項第4号及び第5号に規定する営業(同項第4号に規定する営業にあつては、第1項に規定するものを除く。)並びに同条第9項に規定する営業は、商業地域以外の地域においては、これを営んではならない。

(店舗型性風俗特殊営業等の営業時間の制限)

第12条 店舗型性風俗特殊営業(法第2条第6項第4号に規定する営業を除く。)、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業を営む者は、深夜(午前0時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。)においては、その営業を営んではならない。

(性風俗関連特殊営業の広告等制限地域)

第13条 法第28条第5項第1号口の規定による条例で定める広告又は宣伝を制限する地域は、次の地域とする。

(1) 法第2条第6項第1号、第2号及び第4号並びに政令第5条に規定する営業(法第2条第6項第4号に規定する営業にあつては、政令第3条第2項各号のいずれかに該当する構造(同項第3号に該当する構造にあつては、同号に規定する廊下、階段その他の施設の内部を外部から容易に見通すことができないものに限る。)を有し、かつ、個室と車庫が個々に接続している構造を有して行うもの及び同条第3項第2号口に該当する設備を有して行うものに限る。)にあつては、県の全地域

(2) 法第2条第6項第3号に規定する営業にあつては、別表第4に掲げる地域以外の地域

(3) 法第2条第6項第4号に規定する営業(第1号に規定するものを除く。)にあつては、住居専用地域及び住居地域

(4) 法第2条第6項第5号に規定する営業にあつては、商業地域以外の地域

2 法第31条の3第1項、法第31条の8第1項、法第31条の13第1項及び法第31条の18第1項において準用する法第28条第5項第1号口の規定による条例で定める広告又は宣伝を制限する地域は、次の地域とする。

(1) 法第2条第7項第1号に規定する営業にあつては、県の全地域

(2) 法第2条第7項第2号に規定する営業及び同条第8項から第10項までに規定する営業にあつては、商業地域以外の地域

(特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域)

第14条 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の規定による条例で定める営業所の設置が許容される地域は、横浜市中区及び川崎市川崎区のうち、規則で定める地域とする。ただし、第2条第1項第3号ウ(深夜に入所させるものに限る。)及び工に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲30メートル以内の地域を除く。

(特定遊興飲食店営業者の守るべき事項)

第15条 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 客の求めない飲食物を提供しないこと。

(2) 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

(3) 営業所以外の場所で当該営業を営まないこと。

(4) 営業所において、店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営まないこと。

(5) 営業中において、施錠その他の方法により営業所の出入口(客の用に供しないものを除く。)若しくは客室を閉ざし、又は客その他の者にこれらの行為をさせないこと。

(酒類提供飲食店営業の禁止の地域及び時間)

第16条 住居専用地域及び住居地域(規則で定める地域を除く。)においては、深夜において酒類提供飲食店営業を営んではならない。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第17条 法第38条の4第1項の規定による条例で定める特に良好な風俗環境の保全を図る必要がある地域は、規則で定める警察署の管轄区域とする。

(風俗営業許可申請手数料等)

第18条 別表第5の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、特別の計算単位の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

(風俗営業等取締法施行条例の廃止)

2 風俗営業等取締法施行条例(昭和33年神奈川県条例第4号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

(神奈川県警察関係手数料条例の一部改正)

4 神奈川県警察関係手数料条例(昭和29年神奈川県条例第31号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正)

5 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和38年神奈川県条例第26号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(検討)

6 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(昭和61年7月29日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月28日条例第29号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年10月13日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年7月6日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月30日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第18号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）第1条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、平成8年6月24日（同日前に同条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項（同法第22条第1項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日）までの間は、この条例による改正前の各条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成9年5月23日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年12月22日条例第48号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第20号抄）

改正

平成12年12月26日条例第82号

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（手数料に係る経過措置）

5 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月26日条例第82号）

1 この条例は、平成13年2月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為及び第1条の規定による改正後の神奈川県建築基準条例第53条第2項の規定により適用しないこととなった日前に当該市町村の区域においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年2月6日条例第5号）

この条例は、平成13年3月1日から施行する。

附 則（平成13年3月27日条例第19号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月8日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月28日条例第77号）

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

（平成14年3月公安委員会規則第2号で、同14年4月1日から施行）

附 則（平成18年3月31日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第5条第1項の許可申請書を神奈川県公安委員会に提出している者に対する同法第3条第1項の許可に関する同法第4条第2項第2号の規定に基づく営業所の設置を制限する地域については、改正後の第3条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年1月25日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第10号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（後略）

附 則（平成22年8月3日条例第48号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年10月22日条例第71号）

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日条例第56号）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日条例第111号）

1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第9条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる改正規定及び第10条の改正規定（「、前条第5号から第7号までに掲げるもののほか」を削る部分、同条第2号に係る部分及び同条に1号を加える部分に限る。）
公布の日

(2) 第1条に1号を加える改正規定、第3条第2項第1号の改正規定、別表第5の1の項の改正規定（「第7条」を「第8条」に改める部分を除く。）、同表に次のように加える改正規定（15の項に係る部分に限る。）、同表の備考1及び備考2の改正規定並びに同表の備考に次のように加える改正規定（備考7に係る部分に限る。）並びに次項の規定 平成28年3月23日

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日から平成28年6月22日までの間における風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）附則第2条第1項の規定による申請を行う者に係る改正後の別表第5の15の項及び備考7の規定の適用については、同項中「法」とあるのは「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）による改正後の法（以下「新法」という。）」と、同表の備考7中「法」とあるのは「新法」とする。

附 則（平成30年3月27日条例第23号）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年6月12日条例第70号）

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

附 則（令和元年7月16日条例第23号）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

（単位 デシベル）

地域	時間	午前6時後午後6時前	午後6時から翌日の午前0時前	午前0時から午前6時まで
住居専用地域		50	45	40
住居地域		55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域		65	60	50
その他の地域		55	50	45

- 備考 1 近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域をいう。
2 その他の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域以外の地域をいう。

別表第2 (第6条関係)

手数料を納付すべき者	手数料の名称	金額	
1 法第20条第2項の認定(以下「遊技機認定」という。)を受けようとする者	風俗営業遊技機認定申請手数料	(1) 指定試験機関が行う遊技機認定に必要な試験(以下「遊技機試験」という。)を受けた遊技機について遊技機認定を受けようとする場合	2,200円
		(2) 法第20条第4項の検定(以下「検定」という。)を受けた型式に属する遊技機(遊技機試験を受けたものを除く。)について遊技機認定を受けようとする場合	4,340円
		(3) (1)又は(2)の遊技機以外の遊技機について遊技機認定を受けようとする場合	
		ア ぱちんこ遊技機	
		(ア) 入賞を容易にするための装置であつて政令第14条の国家公安委員会規則で定めるもの(以下「特定装置」という。)が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	
		a マイクロプロセッサー(電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下同じ。)を内蔵するもの	3万5,000円
		b aに掲げるもの以外のもの	1万6,300円
		(イ) 特定装置が設けられているもの((ア)に掲げるものを除く。)	
		a マイクロプロセッサーを内蔵するもの	2万9,000円
		b aに掲げるもの以外のもの	1万6,300円
		(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの	1万4,400円
		イ 回胴式遊技機	
		(ア) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	5万9,000円
		(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	2万3,000円
		ウ アレンジボール遊技機	
		(ア) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	3万5,000円
		(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1万9,000円
		エ じゃん球遊技機	
		(ア) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	3万5,000円
		(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1万9,000円
オ アからエまでに掲げる遊技機以外の遊技機			
(ア) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	2万9,000円		

		<p>除く。)</p> <p>(ア) マイクロプロセッサーを内蔵するもの 3万6,300円</p> <p>(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 2万3,000円</p> <p>ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの 2万1,000円</p> <p>(2) 回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの 6万8,300円</p> <p>イ アに掲げるもの以外のもの 3万300円</p> <p>(3) アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの 4万2,300円</p> <p>イ アに掲げるもの以外のもの 2万6,300円</p> <p>(4) じゃん球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの 4万2,300円</p> <p>イ アに掲げるもの以外のもの 2万6,300円</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げる遊技機以外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの 3万6,300円</p> <p>イ アに掲げるもの以外のもの 1万9,100円</p>
4 型式試験を受けようとする者	型式試験手数料	<p>(1) ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>ア 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>(ア) マイクロプロセッサーを内蔵するもの 144万2,000円</p> <p>(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 44万5,000円</p> <p>イ 特定装置が設けられているもの(アに掲げるものを除く。)</p> <p>(ア) マイクロプロセッサーを内蔵するもの 113万5,000円</p> <p>(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 44万5,000円</p> <p>ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの 34万5,000円</p> <p>(2) 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの 162万8,000円</p>

	イ アに掲げるもの以外のもの	48万6,000円
	(3) アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	115万5,000円
	イ アに掲げるもの以外のもの	48万9,000円
	(4) じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	115万4,000円
	イ アに掲げるもの以外のもの	48万8,000円

- 備考 1 遊技機認定を受けようとする者が本県において同時に当該遊技機認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る手数料の額は、1の項の右欄の規定にかかわらず、同項の(1)の場合にあつては0円とし、同項の(2)の場合にあつては40円とし、同項の(3)の場合にあつてはそれぞれ同項の(3)に掲げる額から8,000円を減じた額とする。
- 2 遊技機試験を受けようとする者が本県において同時に当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る手数料の額は、それぞれ3の項の右欄に掲げる額から1万4,300円を減じた額とする。

別表第3 (第10条関係)

名称	所在地
高田英語学園	川崎市川崎区本町1丁目4番地の13

別表第4（第11条、第13条関係）

横浜市中区のうち

野毛町、宮川町、福富町西通、福富町東通、末吉町、若葉町及び曙町

川崎市川崎区のうち

堀之内町及び南町

別表第5 (第18条関係)

手数料を納付すべき者	手数料の名称	金額
1 法第3条第1項の風俗営業の許可（以下この項において「許可」という。）を受けようとする者	風俗営業許可申請手数料	<p>(1) ぱちんこ屋又は政令第8条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に遊技機認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下「未認定遊技機」という。）がないとき。</p> <p>ア 短期営業 1万5,000円</p> <p>イ その他の営業 2万5,000円</p> <p>(2) ぱちんこ屋又は政令第8条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。</p> <p>(1)ア又はイに掲げる額に、2,800円（検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあつては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機については、それぞれ別表第2の1の項の右欄の(3)に掲げる額から8,000円を減じた額）を加算した額</p> <p>(3) ぱちんこ屋及び政令第8条に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合</p> <p>ア 短期営業 1万4,000円</p> <p>イ その他の営業 2万4,000円</p>
2 法第5条第4項の許可証の再交付を受けようとする者	風俗営業許可証再交付手数料	1,200円
3 法第7条第1項の風俗営業の相続に係る承認を受けようとする者	風俗営業相続承認申請手数料	9,000円
4 法第7条の2第1項の風俗営業者たる法人の合併に係る承認を受けようとする者	風俗営業合併承認申請手数料	1万2,000円
5 法第7条の3第1項の風俗営業者たる法人の分割に係る承認を受けようとする者	風俗営業分割承認申請手数料	1万2,000円
6 法第9条第1項の営業所の構造又は設備の変更の承認を受けようとする者	風俗営業構造（設備）変更承認申請手数料	9,900円
7 法第9条第4項の許可証の書換えを受けようとする者	風俗営業許可証書換え手数料	1,500円

8 法第10条の2第1項の特例風俗営業者の認定を受けようとする者	風俗営業特例認定申請手数料		1万3,000円
9 法第10条の2第5項の認定証の再交付を受けようとする者	風俗営業認定証再交付手数料		1,200円
10 法第20条第10項において準用する法第9条第1項の遊技機の変更の承認（以下「交替（増設）承認」という。）を受けようとする者	風俗営業遊技機交替（増設）承認申請手数料	(1) 交替（増設）承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がない場合 (2) 交替（増設）承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合	2,400円 5,200円（特定未認定遊技機がある場合にあつては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機については、それぞれ別表第2の1の項の右欄の(3)に掲げる額から8,000円を減じた額）を加算した額
11 法第24条第6項の管理者の講習を受けようとする者	風俗営業管理者講習手数料	講習1時間につき	650円
12 法第27条第4項（法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）又は法第31条の2第4項（法第31条の7第2項及び法第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく法第27条第1項、法第31条の2第1項、法第31条の7第1項、法第31条の12第1項又は法第31条の17第1項の届出書の提出があつた旨を記載した書面の交付を受けようとする者	性風俗関連特殊営業営業開始届出確認書交付手数料	(1) 法第2条第6項又は第9項の営業を営もうとする場合 (2) 法第2条第7項第1号の営業を営もうとする場合で当該営業につき受付所を設けようとするとき。 (3) 法第2条第7項、第8項若しくは第10項の営業を営もうとする場合（(2)に規定する場合を除く。）又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）附則第3条第2項の規定に基づく同法による改正後の法第27条第1項、法第31条の2第1項、法第31条の7第1項、法第31条の12第1項若しくは法第31条の17第1項の届出書を提出したものとみなされる場合	1万1,900円 3,400円と8,500円に受付所の数を乗じて得た額との合計額 3,400円
13 法第27条第4項（法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）又は法第31条の2第4項（法第31条の7第2項及び法第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく法第27条第2項（法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）又は法第31条の2第2項（法第31	性風俗関連特殊営業変更届出確認書交付手数料	(1) 変更に係る事項が受付所の新設に係るものである場合	1,900円と8,500円に当該新設に係る受付所の数を乗じて得た額との合計額

条の7第2項及び法第31条の17第2項において準用する場合を含む。)の届出書(営業を廃止した場合における届出書を除く。)の提出があつた旨を記載した書面の交付を受けようとする者		(2) その他の場合	1,500円
14 法第27条第4項(法第31条の12第2項において準用する場合を含む。)又は法第31条の2第4項(法第31条の7第2項及び法第31条の17第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出書の提出があつた旨を記載した書面の再交付を受けようとする者	性風俗関連特殊営業届出確認書再交付手数料		1,200円
15 法第31条の22の特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者	特定遊興飲食店営業許可申請手数料	(1) 短期営業 (2) その他の営業	1万4,000円 2万4,000円
16 法第31条の23において準用する法第5条第4項の許可証の再交付を受けようとする者	特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料		1,100円
17 法第31条の23において準用する法第7条第1項の特定遊興飲食店営業の相続に係る承認を受けようとする者	特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料		8,700円
18 法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認を受けようとする者	特定遊興飲食店営業合併承認申請手数料		1万2,000円
19 法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認を受けようとする者	特定遊興飲食店営業分割承認申請手数料		1万2,000円
20 法第31条の23において準用する法第9条第1項の営業所の構造又は設備の変更の承認を受けようとする者	特定遊興飲食店営業構造(設備)変更承認申請手数料		9,900円
21 法第31条の23において準用する法第9条第4項の許可証の書換えを受けようとする者	特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料		1,400円
22 法第31条の23において準用する法第10条の2第1項の特例特定遊興飲食店営業者の認定を受けようとする者	特定遊興飲食店営業特例認定申請手数料		1万3,000円
23 法第31条の23において準用する法第10条の	特定遊興飲食店営業認定証再交付手数料		1,100円

2 第 5 項の認定証の再交付を受けようとする者			
24 法第31条の23において準用する法第24条第6項の管理者の講習を受けようとする者	特定遊興飲食店営業管理者講習手数料	講習 1 時間につき	650円

- 備考 1 1の項の許可を受けようとする者が本県において同時に他の法第3条第1項の許可を受けようとする場合における当該他の同項の許可に係る手数料の額は、それぞれ1の項の右欄に掲げる額から8,600円を減じた額とする。
- 2 法第4条第3項の規定が適用される営業所につき1の項の許可を受けようとする場合における手数料の額は、それぞれ同項の右欄に掲げる額に6,800円を加算した額とする。
- 3 3の項の承認を受けようとする者が本県において同時に他の法第7条第1項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認の申請に係る手数料の額は、それぞれ3の項の右欄に掲げる額から5,200円を減じた額とする。
- 4 4の項の承認を受けようとする者が本県において同時に他の法第7条の2第1項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認の申請に係る手数料の額は、それぞれ4の項の右欄に掲げる額から8,200円を減じた額とする。
- 5 5の項の承認を受けようとする者が本県において同時に他の法第7条の3第1項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認の申請に係る手数料の額は、それぞれ5の項の右欄に掲げる額から8,200円を減じた額とする。
- 6 8の項の認定を受けようとする者が本県において同時に他の法第10条の2第1項の認定を受けようとする場合における当該他の同項の認定の申請に係る手数料の額は、それぞれ7の項の右欄に掲げる額から3,000円を減じた額とする。
- 7 15の項の許可を受けようとする者が本県において同時に他の法第31条の22の許可を受けようとする場合における当該他の同条の許可に係る手数料の額は、それぞれ同項の右欄に掲げる額から8,700円を減じた額とする。
- 8 法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用される営業所につき15の項の許可を受けようとする場合における手数料の額は、それぞれ同項の右欄に掲げる額に6,800円を加算した額とする。
- 9 17の項の承認を受けようとする者が本県において同時に他の法第31条の23において準用する法第7条第1項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認の申請に係る手数料の額は、それぞれ17の項の右欄に掲げる額から4,900円を減じた額とする。
- 10 18の項の承認を受けようとする者が本県において同時に他の 法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認の申請に係る手数料の額は、それぞれ18の項の右欄に掲げる額から8,700円を減じた額とする。
- 11 19の項の承認を受けようとする者が本県において同時に他の 法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認の申請に係る手数料の額は、それぞれ19の項の右欄に掲げる額から8,700円を減じた額とする。
- 12 22の項の承認を受けようとする者が本県において同時に他の 法第31条の23において準用する法第10条の2第1項の認定を受けようとする場合における当該他の同項の規定の申請に係る手数料の額は、それぞれ22の項の右欄に掲げる額から3,000円を減じた額とする。